



県 章

滋賀県公報

平成 31 年 (2019 年)
3 月 14 日
号 外 (6)
木 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成31年 3月14日

滋賀県監査委員	高	木	健	三
〃	平	岡	彰	信
〃	奥			博
〃	北	川	正	雄

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	総合政策部企画調整課
監査執行年月日	平成29年12月22日
監査結果報告年月日	平成30年 3月16日
監 査 の 意 見	

(1) 広域連携推進のための戦略検討調査委託

北陸新幹線については、調査に際して想定した内容と整備の方向性が結果として異なっており、また、そもそもニア中央新幹線の整備は相当先となることから、これらを前提条件とすることは、時期尚早であったと言わざるを得ない。調査結果には、新幹線等の整備による国土軸の変化に伴う影響(人流・物流、時間短縮効果等)など既に活用できない内容のものや、今後の状況変化により活用できなくなる可能性が高いものも含まれており、広域連携の戦略検討について、効果が不十分であると考えられる。

今後、これまでの取組の総括を行った上で、適切な時期を十分に検討し、調査結果を指すべき施策に有効に活用できるようにされたい。

(2) 平成27年度びわこ文化公園都市(仮称)スポーツ・健康づくり拠点等調査検討業務委託

本調査は、びわこ文化公園都市の土地を所管する監査対象機関が、国体主催会場選定の際の付帯意見を受けて行ったものであり、調査目的が県立体育館の立地場所の選定ではなかったことは一定理解する。一方で、本調査と並行して教育委員会事務局において行われた県立社会体育施設の今後のあり方検討においては、本委託調査の成果物が提出される前にびわこ文化公園都市への新県立体育館の立地を決定されている。

こうしたことを考慮すると、教育委員会の決定は、調査の成果物に基づいた合理的・客観的な判断であったとは言い難いことから、両機関の連携が不十分であったと思われる。

また、立地の決定に至った要因については、人口集積地に位置し高速道路の結節点にあること、公共交通の充実により広域からのアクセスが容易であること、大学、医療機関、福祉施設など多様な立地施設・資源との連携により、スポーツに限らず、県民の健康づくりの拠点として幅広い機能発揮が期待できることなど、必ずしも当該調査がなければ判断できないものばかりではないと思われる面もある。

監査対象機関が説明するように、調査目的はあくまでスポーツ・健康づくりに関する拠点施設の立地の可能性を調査するということであるが、新県立体育館の立地場所として選定された結果から見れば、調査委託の内容としては、工事期間等の解決すべき課題の整理や、適切な開発規模の提案に留めても県立体育館の立

地場所の選定のためには十分な判断材料を得ることができ、また、契約の審査において見積価格の評価点を高く設定することなどで経済的な執行ができたのではないかと見られる。

今後、同様の調査を実施する場合には、調査結果の活用方法をよく見極めたうえで、調査項目、調査規模、必要な専門性について十分に検討を行い、必要最小限の経費の支出となるようにされたい。

(3) 人口減少・超高齢化社会に対応するための課題と政策のあり方についての調査・分析委託

調査結果の大部分は、滋賀県の「推計人口年報」や経済産業省の「工業統計」など、既存の統計資料が抜粋されており、その分析についても、転入のピーク、転出の多い地域など資料から表面的に読み取れるものが多く、また人口に影響を与えると見込まれる要因についても、「出産年齢女性の転出入の動向」、「未婚化・晩婚化の進行等、有配偶率の動向」、「働きながら子育てできる環境整備」が、「今後の自然増減に影響」など一般的に周知の内容となっているなど、得られた調査分析内容が費用と見合っているか疑問である。

また、委託内容には、人口減少・超高齢化社会に対応する政策および評価指標の検討・提案が含まれているが、調査項目・分析結果がこれらとどのように結びついているのかもよく理解できない。

設定された評価指標については、取組内容と成果の把握には努められているが、さらに評価指標の数値の背景、要因について十分に分析・検討されたい。

また、今後、同様の調査が行われる場合は、費用に見合った効果が得られるよう、十分に検討されたい。

(4) 「滋賀らしいCCRC」の検討委託業務

調査は、市町の課題認識や本県の状況を踏まえると、国が日本版CCRCで打ち出した「都市部の高齢者の地方移住」に力を入れるよりも、地域の高齢者の「健康長寿・生涯活躍」を優先させ、過疎化が進む地域では、そのための担い手確保の手段としての「移住」施策も必要という結論に至っており、マクロ的な視点に基づき実施されていた。

移住に関する課題に係る具体的な施策は市町が担うことになるが、その状況は個々の市町ごとに異なることから、本調査結果が今後の施策に活用され、費用に見合った成果につなげていくことが課題である。

今後、同様の調査が行われる場合は、本県に相応しい内容とするとともに、費用対効果を十分考慮して実施されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(1) 広域連携推進のための戦略検討調査委託

本調査は「広域連携推進の指針」(以下「指針」という。)の改定(平成27年6月)のために委託したもので、本調査結果から明らかになった広域観光ルートの必要性や近隣県とも連携した人材の確保の必要性などから施策の検討を行い、指針改定に反映した。

今年度、指針に基づく取組について総括を行い、平成30年12月17日の滋賀県議会 総務・政策・企業常任委員会にて報告した。現在、新たな広域連携の指針について検討しており、総括の結果および社会経済情勢の変化を踏まえ、広域連携の取組に生かしていく予定である。

(2) 平成27年度びわこ文化公園都市(仮称)スポーツ・健康づくり拠点等調査検討業務委託

びわこ文化公園都市に新県立体育館を整備することが決定したことから、本調査業務で把握した利用交通手段の状況をもとに駐車場計画を検討したり、都市計画変更やライフライン等、本業務で整理された課題について関係機関との協議および調整を行ったりするなど、施設整備に向けて本調査業務の結果を活用しているところである。

今後、同様の調査を実施する場合には、調査項目、調査規模、必要な専門性を十分検討し、経済的な予算執行に努める。

(3) 人口減少・超高齢化社会に対応するための課題と政策のあり方についての調査・分析委託

本調査結果を活用して、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の具体的な施策に関する評価指標を設定し、毎年度、その進捗状況を把握しているところであるが、総合戦略の実施状況に係る平成30年9月の報告書では、単に取組内容や成果の把握にとどまらず、実績数値の背景や要因についても捉えるように努めている。

今後、同様の調査を実施する場合は、より専門性を活かした分析を受託者に求めることとし、費用対効果に留意しながら、専門性の高い調査結果を得られるように努める。

(4) 「滋賀らしいCCRC」の検討委託業務

本調査結果については、平成31年2月県議会に上程している次期基本構想(案)の策定に活用した。

具体的には、住民の減少と高齢化による地域コミュニティの弱体化といった想定リスクの検討、目指すべき2030年の姿の検討、さらには、誰もが居場所や生きがいを持ち、生涯を通じて自分らしく活躍できる社会

づくりといった政策の方向性に、本調査結果で得た知見を盛り込んだところである。

平成31年度以降、次期基本構想で描いたビジョンや政策の方向性に基づき、各部局が市町とも連携して施策を推進していく予定である。

監査執行対象機関名	総務部市町振興課
監査執行年月日	平成29年12月22日
監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	<p>(5) 空き家の活用等の促進による地域活性化に関する調査研究</p> <p>調査結果では、空き家の活用に係る阻害要因として、相続登記等が適正にされていないことが掲げられていた。</p> <p>調査結果は、移住・交流を促進するための協議会の資料として主に活用されているが、移住・交流の促進は、市町が主体となって取り組む事業である。相続登記が適正になされていないことは、全国的にも問題となっており、周知の事実であったと思われ、市町と十分に連携、検討された上で本調査が実施されたのか疑問があり、また調査結果が市町において、どのように活用されているかも不明である。</p> <p>また、委託内容には、空き家活用の事例を分析することが含まれているが、調査結果では県内の数事例の分析に留まっている。空き家の活用を検討するには、滋賀県内だけでなく、もっと広く全国各地から実現可能事例を集めることが必要であり、それにより地域住民の選択肢が増え、行動に移そうという意欲につながることも必要であると考え。</p> <p>については、市町の施策を積極的に収集・把握し、連携を深め、地域住民が自分の所有する空き家を有効利用しようとする意欲を喚起するような調査を行い、それを個人・地域の活性化や経済的な発展につなげられたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(5) 空き家の活用等の促進による地域活性化に関する調査研究</p> <p>市町の施策を積極的に収集、把握し、連携を深めるため、県内市町の地方創生の取組事例の収集、取りまとめを行い、平成29年10月に県・市町まち・ひと・しごと総合戦略連携推進会議において、空き家活用事例を含む取組事例の情報提供を行った。また、平成30年2月には、国土交通省が取りまとめた空き家再生等推進事業の事例集や空き家対策モデル事業について、各市町に情報提供を行った。</p> <p>今年度には、米原市や東近江市において、空き家を有効利用し、移住のお試し体験ができる施設が整備されるなど、空き家を活用した移住支援施策にも取り組まれている。また、本件調査研究の結果等を踏まえ、高島市や彦根市等において、空き家発生の未然防止に向けて、終活セミナーや相続セミナー等の住民向け啓発にも取り組まれている。</p> <p>監査の意見を踏まえて、来年度は、空き家の活用等の促進による地域活性化の取組について、引き続き市町に情報提供を行うとともに、空き家の増加をはじめ多種多様化する地域課題の解決に向けて、人材育成や市町等関係団体のネットワークづくり等を行うことにより、市町における持続可能な地域コミュニティの実現に向けた支援を行うこととしている。</p>

監査執行対象機関名	琵琶湖環境部琵琶湖政策課
監査執行年月日	平成29年12月20日
監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	<p>(6) TOC(※)等導入に向けた有機物の生態系等への影響調査委託</p> <p>本調査は、これまでの工場排水対策等により、琵琶湖に流入する汚濁負荷は低減し、水質は多くの項目で改善傾向にあるにもかかわらず、依然としてCOD(※)は低減しておらず、その指標性に問題があるとの考えに立ち、水質評価指標としてのTOC等の導入に向けた調査研究の一環として実施されている。</p> <p>水質の評価指標は国の定める基準であり、CODの指標性の問題については、琵琶湖固有の課題ではないと思われるが、これまで本県が単独で調査費用を負担している。</p> <p>調査研究、新指標導入の推進体制については、より早期に成果を得て、コスト削減にもつなげられるよう、滋賀県単独で実施する前に国や他の自治体に働きかけ、共同調査について議論すべきであったのではないかと。</p>

今後、同様の調査を実施する場合は、他の機関への積極的な働きかけを行い、より大きな成果とコスト削減につながりたい。

また、TOCの導入によるメリット、効果に対する、調査金額の妥当性の面から、どこまで滋賀県単独で費用を抱え、調査を進めていくのか、調査の成果の到達点を示し、その費用対効果を勘案しながら事業を進められたい。

※TOC 全有機炭素。水中の酸化されうる有機物の全量を炭素の量で示したもの。

※COD 化学的酸素要求量。水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量で示したもの。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(6) TOC等導入に向けた有機物の生態系等への影響調査委託

平成27年度に実施した当該委託調査の結果等を踏まえ、基礎的な研究については、環境省の環境研究総合推進費(国費100%)を活用し、平成28年度より3か年計画で「琵琶湖における有機物収支の把握に関する研究」を実施している。

また、水ビジネスにつながる可能性のある研究については、内閣府の地方創生推進交付金(国費50%)を活用し、平成29年度より「生態系保全に向けた物質循環に関する研究」を実施している。

さらに、新たな水質環境基準の検討について政府提案・要望を行うとともに、国との意見交換を密に行っており、平成30年度には国において「有機物指標に関する検討調査」が開始されている。

また、湖沼の水質や生態系を含む水環境保全に関する取組をこれまで以上に強化するため、平成30年10月には茨城県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県の5県による「湖沼水環境保全に関する自治体連携」を設立した。

今後は、国はもとより、自治体連携を通じて各湖沼での課題や先進取組の知見の共有等を図ることにより、生態系保全も視野に入れた新たな水質管理手法の確立を目指す予定。

監査執行対象機関名	琵琶湖環境部森林保全課
監査執行年月日	平成29年12月20日
監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	<p>(7) ニホンジカ森林土壌保全対策指針策定業務委託</p> <p>本調査は、ニホンジカの食害による森林の下層植生の衰退に起因する表土流出を防ぐため、その対策手法の提示と考え方の整理を行う森林土壌保全対策指針を策定するために実施されている。</p> <p>同指針においては、森林土壌保全について、県の各機関が治山事業等に際して参考とするとともに、これらの情報を広く共有し森林所有者も含めた県全体での対策を講じることとされている。しかしながら、この指針の普及啓発を図るため、県・市町・森林組合職員および森林所有者を対象とする説明会、研修会は計8回開催されているものの、森林所有者の参加は少なく、官民一体となった取組として、十分周知されているか不明である。</p> <p>については、森林所有者に、ニホンジカの食害対策に効果のある森林施業について、理解を深めるように、より一層積極的に働きかけ、同指針を十分に周知し、調査結果を効果的に活用されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(7) ニホンジカ森林土壌保全対策指針策定業務委託</p> <p>同指針については、普及の基点となる県、市町や森林組合の職員が、治山や森林整備等の事業説明会の際に森林所有者を中心に周知を行ってきたところだが、今年度は一般の森林所有者への周知もより積極的に行った。</p> <p>具体的には、一般県民(主に森林所有者)を対象にした竹林整備による獣害対策に関する研修(第3回県民講座:参加者数22名、第2回林業普及センター研修:同33名)において、当指針を活用して、緩衝帯の造成、受光伐、傾斜の緩和といった、竹林整備と合わせて実施すべき獣害対策について研修で紹介した。研修に参加していただいた皆さんが、研修で得た知識をもとに地域のリーダーとして活動していただくことにより、竹林整備と森林土壌保全が進むものと期待しており、来年度以降も同様の研修を継続していく。</p> <p>また、より詳しい情報提供を求める県民の声に応じて、新たに指針の全文を当該ホームページで公表し周知している。</p> <p>今後も、県、市町、森林組合等が中心となった取組と、森林所有者等の皆さんが自ら行う取組の両輪により、森林土壌保全を進めていきたいと考えている。</p>

監査執行対象機関名	琵琶湖環境部自然環境保全課
監査執行年月日	平成29年12月22日
監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	
(8) 森林動物行動圏等調査事業	
	<p>本調査が行うニホンジカの頭数管理は、森林被害対策にもつながるものであるが、森林保全課も森林の下層植生被害や土壌流出対策などニホンジカによる森林被害調査を行っている。</p> <p>ニホンジカによる森林被害の根本は頭数の増加にあり、双方の一層の連携により被害縮小の成果が期待される。</p> <p>調査時期や手法が異なるとしても、自然保護や森林保全の効果を最大限に発揮できるよう、森林保全課とのなお一層の連携強化に向けて取り組まれない。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(8) 森林動物行動圏等調査事業	
	<p>当該課が行っている森林動物行動圏等調査と森林保全課の行っているニホンジカ森林土壌保全対策指針策定業務委託に係る調査について、両課で情報を共有し、有意義な調査となるよう引き続き取り組むこととした。また必要に応じて被害対策に関連する事業について協議をし、下層植生の衰退度を鑑みた捕獲場所の設定や、シカの生息動向を鑑みた被害防除対策の実施を行うこととした。</p> <p>さらに、これまでからも調査結果が取りまとめ次第、結果を共有したうえで指針等を策定するなどの連携を図ってきたところであるが、ニホンジカによる森林等被害対策について、その調査結果をニホンジカ管理計画に反映させ、今後も両課連携により総合的な対策を進めることとした。</p>

監査執行対象機関名	健康医療福祉部健康寿命推進課
監査執行年月日	平成29年12月22日
監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	
(9) 滋賀の健康・栄養マップ調査集計事業	
	<p>調査の実施が平成27年11月、報告書の公表は平成28年12月とされているが、調査委託は平成28年3月で終了している。</p> <p>経年の変化を見る必要があることから、調査の実施時期を変更することができないものの、調査の実施時期が年度の後半であるため、当該年度中に報告書の作成までを行うことが、時間的に困難であることが主な理由とのことである。</p> <p>調査委託の内容が、調査票の集計・解析(調査票の配布・回収は別の事業者へ委託)のみとなっており、また、報告書の作成は職員が直接行っているが、調査の解析と報告書の作成は一体的に処理された方が効率的と思われることから、委託の実施時期を見直し、報告書の作成も併せて委託するなど効率的な事務の実施について検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(9) 滋賀の健康・栄養マップ調査集計事業	
	<p>次回の調査は2021年度に実施予定であり、調査企画を具体的に検討する2020年度に監査の意見を踏まえ、調査集計委託期間の見直しや、調査報告書作成まで含めた委託にするなど、効率的な事務の実施に向けた検討を行う。</p>

監査執行対象機関名	商工観光労働部商工政策課
監査執行年月日	平成29年12月20日
監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	
(10) 滋賀県産業振興ビジョンに関する県民意識調査業務委託	
	<p>委託調査の内容には、調査結果の集計、分析および考察が含まれているが、その報告書を見ると、「現在の自分の暮らし向きは良いか」との項目に、「そう思う」、「ややそう思う」などの回答者が何%いるかな</p>

どが単純に記載されているだけで、その回答に至る要因分析・考察等は行われていないなど、費用に対して調査結果の分析が不十分であると思われる、事業、施策へ活用できているのか疑問がある。

また実際の事業、施策への活用について担当機関との調整が不十分であり、調査担当課において、アンケート結果の利用方法や利用結果を十分把握していない状況であった。

調査結果を有効に活用するためには、具体的にどのデータをどう読み取り、どのような分析を行ったのか検証を行い、次回の調査における調査項目、方法を検討されるべきと思われるが、現在の状況では、有効な調査が実施でき、その結果が活かされているのか、疑問である。

については、調査担当課と調査結果を利用する機関などとの連携を深め、より良い内容の調査項目を設定し、その調査結果がより大きな成果につながるよう改善を図りたい。

(11) プロフェッショナル人材戦略拠点運営業務委託

調査の前提となる国との委託契約の締結が遅延したことにより、調査委託の開始時期が平成28年2月であることから、調査結果が事業に十分活用できる内容となったのか疑問が残る。

事業を効果的に進めるためには、精度の高い調査結果が求められることから、今後、同様の事業を行われる場合には、十分な調査・分析期間が確保できるよう早期の事業着手を行われたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(10) 滋賀県産業振興ビジョンに関する県民意識調査業務委託

平成27年3月に策定した「滋賀県産業振興ビジョン」では、本ビジョンが目指す姿の実現に向け、本県経済・産業の活性化状況のモニタリングを行うこととしており、当該委託調査結果を踏まえ、本県経済・産業の動向について把握・分析を行い、平成29年度の「経済・産業の状況のモニタリング結果」(平成30年10月公表)として取りまとめ、議会、経済団体、市町に「経済・産業の状況のモニタリング結果」の説明を行った。また、県民へ説明するため、ホームページに掲載を行うとともに、庁内各課にも提供し、事業、施策への活用を図った。

平成29年度にも滋賀県産業振興ビジョンに関する県民意識調査業務を実施し、専門性を生かした分析等を受託者に求め、当該委託調査結果と比較した考察、クロス分析がなされた調査結果となるよう改善を図った。

今後、類似の調査を実施する場合は、調査設計段階から、経済・社会情勢の変化を踏まえつつ委託先業者の専門性を活かした分析を行い、取りまとめに当たっては委託先業者と複数回の打合せを行う等十分な協議、調整を行い、調査により得られた成果が確実に施策に反映できるよう効果的に活用したい。

(11) プロフェッショナル人材戦略拠点運営業務委託

本調査結果から抽出した企業を中心に訪問活動を行うことにより、本事業最大の目的である企業と中核人材のマッチング件数は、平成28年度は26件、29年度は62件と当初目標を上回る件数を達成するなど、県内企業の人材確保に大きく寄与しており、本調査結果は有効に活用できているものと考えている。

今後も本調査で得られた県内中小企業の経営課題や支援ニーズに、現在行っている企業訪問等を通じて把握した求人ニーズ等も加味しながら、企業にとって真に必要な中核人材の確保に繋げられるよう、より効率的で効果的な支援を行っていく。

監査執行対象機関名	商工観光労働部観光交流局
監査執行年月日	平成29年12月22日
監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	

(12) 滋賀県観光マーケティング分析業務

調査結果は「(仮称)滋賀県「観光交流」振興指針」策定の基礎資料としても活用することとされているが、調査が平成27年度に実施されていることに対し、同振興指針は、平成30年度に策定の予定であり、調査時期と計画の策定期間が離れている。

本来、行政計画の策定を行い、効果的な施策を構築するためには、正確な現状把握やこれまでの施策効果の分析が必要であり、また、調査実施後に経済状況等が変化し調査結果を十分に活用できなくなるおそれもあることから、可能な限り最新のデータを活用すべきである。

今後、同様の調査が行われる場合は、より効果的な基礎資料として活用できるよう、計画の策定期間を見据えて、適時に適切な調査を実施されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(12) 滋賀県観光マーケティング分析業務

調査結果は、平成30年度の「滋賀県「観光交流」振興指針アクションプラン」の策定のため、平成29年度の滋賀県観光事業審議会における検討の基礎資料として活用した。

また、平成31年度を始期とする新たな「滋賀県「観光交流」振興指針」(以下「指針」という。)策定のため、平成29年度および平成30年度の滋賀県観光事業審議会における検討の基礎資料として活用したほか、新指針の資料編に基礎資料として調査結果を掲載した。

今後も、観光施策立案のための基礎調査については、指針改定の時期も見据え、適時かつ適切に実施する。

監査執行対象機関名	土木交通部交通戦略課
監査執行年月日	平成29年12月22日
監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	(13) 人口減少を見据えた公共交通のあり方検討業務委託 調査結果について議論された、人口減少を見据えた公共交通のあり方検討会議の委員には、公共交通機関の関係者が多数参加されており、今後のあり方を検討するには最適な会議であるが、調査結果については当該会議資料としての活用に留まっている。 長期的な施策の検討については、時系列的な検討内容の明確化や検討結果の取りまとめの時期などスケジュールを設定し、それに合わせた有効な調査を実施していく必要があることから、今後、これらを明確化し、より具体的な施策への反映につなげられたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	(13) 人口減少を見据えた公共交通のあり方検討業務委託 本業務委託については、平成30年6月に、人口減少を見据えた公共交通のあり方検討協議会会長から、「人口減少を見据えた公共交通のあり方」に関する提言に代えて、今後取り組むべき課題について報告をいただいた。 この報告は調査検討結果を総括したものであり、これを受けて、地域公共交通のあり方およびその財源確保策の2つを取組課題として、2022年度を目途とする事業展開を整理した。 具体的には、地域公共交通を支える3つの要素を「利用者」「担い手」「費用負担」として整理し、特にバス交通が社会インフラとして果たしている役割を可視化しながら、投資や費用負担のあり方等について研究、議論を進めていくこととしている。 このため、まずアンケート等による移動需要の把握や公共交通が地域にもたらす効果を試算する方法論の検討を行い、そのうえで公共交通がもたらす効果を踏まえた公共交通のサービス水準・投資・費用負担のあり方等を整理する。 これらを総括するかたちで、社会インフラとしての公共交通への投資と費用負担のあり方について提示し、制度設計の着手を目指すこととしている。

監査執行対象機関名	土木交通部道路課
監査執行年月日	平成29年12月20日
監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	(14) 平成26年度近江大橋等交通状況調査および交通対策検討業務 (15) 平成27年度近江大橋等交通状況調査および交通対策検討業務 本調査は、平成25年12月26日に近江大橋が無料化されたことに伴い、無料化後の状況把握と課題箇所の対策案の立案および琵琶湖大橋有料道路区間の交通量調査、渋滞対策案の立案のため平成26年と平成27年に各約2,500万円のコストをかけて実施されている。 近江大橋無料化前の調査費も含めると多額のコストをかけたにもかかわらず、現段階で具体的に行われた渋滞解消対策は、1交差点の信号現示の調整を行った程度で、いまだに近江大橋の朝夕の渋滞は慢性的であり根本的な対策に至っていない。 今後、同様の調査を実施する場合、その結果が費用に見合った成果につながるよう事前に十分検討するとともに、県民の利用に供するよう調査結果の公表に努められたい。 また、本調査結果については、単に会議における検討資料に留まることなく、幅広く有効に活用できる方策についても検討されたい。

(16) 平成27年度道路事業ストック効果検討および道路網検討業務

ストック効果の調査は、今後の道路整備に反映されるもので、客観的な効果に係る調査が求められるが、地域間のアクセスが向上したことにより企業立地が促進されているなど、十分に効果がある場合と、中山間地域等でそもそもの利用者数が少ないため、若干の通行量が増加してもストック効果があったとは言い難い場合などがある。その両面を把握し、示すことが重要であると考えられるが、今回の調査結果では、後者の状況が不明確であった。

将来の不必要な事業をなくすためにも、効果の有無を明確に判断できるものとするため、比較的ストック効果は薄いものの、過疎地域対策などの必要性を踏まえ実施する事業については異なる観点による道路整備の有効性を説明されるよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(14) 平成26年度近江大橋等交通状況調査および交通対策検討業務

(15) 平成27年度近江大橋等交通状況調査および交通対策検討業務

本調査結果は、本来の目的である「近江大橋無料化対策会議」や「琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会」における会議資料に留まることなく、大津湖南地域の交通実態や課題を把握する基礎データとして価値があるため、調査に基づく交通分析は、平成28年度以降、関係市との渋滞対策の勉強会における検討資料として活用し、昨年度見直しを行った「滋賀県道路整備アクションプログラム」の合意形成にも役立てております。

また、今年度は、将来における渋滞などの課題を明らかにするため、現在実施中の交通量推計の基礎データとして活用しております。

大津湖南地域の慢性的な渋滞は、県として解決すべき課題と認識しており、今後も必要な調査実施に当たっては、費用に見合う成果につながるよう事前に十分検討し、広く調査データや分析結果を活用するよう努めてまいります。

また、調査データや分析結果を活用した研究会の資料については、県ホームページへ掲載しており、今後も、内容に応じて、県民の皆様へ公表することを検討してまいります。

(16) 平成27年度道路事業ストック効果検討および道路網検討業務

中山間地域における整備効果については、企業立地数や通行量だけでなく、所要時間短縮や冬季閉鎖区間解消による地域間交流の活性化、新たな輸送経路や救急活動時の搬送経路の確保など、様々な観点が考えられるため、本業務実施後においても、引き続き検討を進め、整備効果を分析しております。

こうした様々な観点で分析した結果をもって、昨年度より政府への政策・要望資料に活用し、中山間地域の整備の必要性を訴えております。

ストック効果は、整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期的にわたって得られる効果であり、道路整備の必要性や効果を説明する有効な指標であるため、今後も国からの情報の収集に努め、本県の道路整備によるストック効果をわかりやすく示せるよう、検討を進めていきたいと考えております。

監査執行対象機関名	土木交通部都市計画課
監査執行年月日	平成29年12月20日
監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	<p>(17) 歴史街道の景観形成・まちづくり調査検討業務委託</p> <p>委託調査の結果は、市町が活用することとされているが、当該調査を受けて景観上重要な区域指定の取組等を行っているのは、4市に留まっている状況である。</p> <p>滋賀県の役割も不明確であり、市町における調査結果の活用方法やその結果の経済効果の把握などが不十分であると言わざるをえない。</p> <p>調査結果についても、街道という資産をどう活かすのか、提案もあるべきであると思われるが、特徴や魅力の整理に留まっており、調査費用に対する成果としては、内容的に物足りなく感じられた。</p> <p>については、調査結果がより大きな成果を生み出し、次のステップへつなげられるよう県の役割を明確化した上で、積極的に市町と連携して活用方法を検討し、また、経済的効果を把握しながら、成果物の有効な活用に向けた取組を進められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	

(17) 歴史街道の景観形成・まちづくり調査検討業務委託

歴史的街道の景観形成において、県の役割としては、行政界をまたぐ「街道」を「つながりのある風景」として市町と連携、調整することであり、市町が行う「宿場」や「拠点」を中心とした「景観まちづくり」に対する助言である。

なお、市町が「景観まちづくり」を推進するためには、まずは住民意識の醸成を図ることが重要であり、今年度、景観行政団体である各市に対し、本調査結果の成果物を利用した「歴史的街道の景観形成方針の具体化手法」を再度説明した上で、タウンミーティング等の実施を促した。

また、景観行政団体「滋賀県」としては、11月に愛荘町と連携して、上記具体化手法を活用した「歴史街道まちづくり愛知川宿タウンミーティング」を実施した。これにより、旧愛知郡役所の新たな活用方法を検討する一助にもなり、また「景観行政団体」に対する動機づけにもなった。

なお、新たな動きとして、大津市と草津市が東海道の統一ロゴマークを作成し、「街道」としての一体感の創出に取り組み始め、平成29年度から毎年1か所ずつ統一ロゴマーク入りの看板を設置している。景観行政団体協議会の場でそのことを情報発信していただいたこともあって、他市でも検討を行っている。今後とも、成果物を有効に活用し、歴史的街道の景観形成につなげていく。

監査執行対象機関名	小児保健医療センター
監査執行年月日	平成29年12月22日
監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	
(18) 滋賀県立小児保健医療センター基本構想策定にかかる基礎調査業務委託	
	基本構想を策定するための前段となる調査であることから、幅広い視点に基づき調査されるべきであるが、調査結果については、小児保健医療センターの機能を考える上で、課題の一つとなるべき小児救急についての分析検討が行われていなかった。
	今後、基本計画の策定においては、県立病院として担うべき機能について、幅広い視点に基づき検討されたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(18) 滋賀県立小児保健医療センター基本構想策定にかかる基礎調査業務委託	
	滋賀県立小児保健医療センター基本計画の策定においては、医療関係者、障害福祉関係者、患者保護者の代表者、県健康医療福祉部、学識経験者など11人の外部委員からなる部会を設け、幅広い視点から検討していただいた。
	小児救急については、この検討部会において、当センターが救急医療機関を目指すのではなく、「これまでに引き続き、他の医療機関では対応困難な難治・慢性疾患をもつ当センター受診患者の急変時への対応を基本」とし、「総合病院の医療技術部門と協働で当直体制をとることで、体制の強化を図る」ことで意見が集約され、基本計画にとりまとめられたところであり、今後は、当該基本計画に基づき、機能再構築の取組を進めていくこととしている。

